



平成 18 年 3 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社デイトナ
代表者名 取締役社長 鈴木 紳一郎
(コード番号 7 2 2 8)
問合せ先 取 締 役 中 嶋 哲 司
電 話 0 5 3 8 - 8 4 - 2 2 0 0

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する件

当社は、平成 18 年 3 月 3 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを目的とした新株予約権の発行に関する議案を、平成 18 年 3 月 24 日開催予定の当社第 34 期定時株主総会に提案することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社は、業績や株価と連動性のある報酬制度を導入することによって、中長期的な観点から当社取締役の企業価値向上への意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役に対し、新株予約権の行使に際し払込みをなすべき価額を 1 株当たり 1 円とし、取締役の退任後に権利行使が可能となる株式報酬型のストックオプションとして新株予約権を無償で割当てる制度を導入することといたしました。

なお、当社は、本新株予約権の発行に関する議案が当社第 34 期定時株主総会において承認可決されることを条件として、取締役についての現行の退職慰労金制度を廃止することを予定しております。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および株式の数

当社普通株式 150,000 株を上限とする。

ただし、下記(2)により、付与株式数(以下に定義する。)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数

1,500 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当りの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100 株とする。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当りの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成 18 年 3 月 25 日から平成 48 年 3 月 24 日までの期間内で、当社取締役会において決定する。

(6) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役にな就任後 1 年を経過（死亡退任のときを除く。）し、その地位も喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権 1 個当りの一部行使はできないものとする。

この他の新株予約権の行使条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めると

ころによる。

(7) 新株予約権の消却事由および消却の条件

新株予約権者が新株予約権の全部または一部につき権利を行使することができなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 株式交換または株式移転における新株予約権の承継

当社を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当該時点において行使または消却されていない新株予約権にかかる義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社（以下「完全親会社」という。）に承継させるものとする。但し、当該株式交換または株式移転に際し、当社株主総会（他社と共同で完全親会社を設立する場合には、当社および当該他社のそれぞれの株主総会）において、以下に定める方針に沿って完全親会社が当該新株予約権にかかる義務を承継する旨の記載のある当社と完全親会社との間で締結される株式交換契約書または株式移転の議案が承認された場合に限るものとする。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式

各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率等の条件を勘案の上、当該新株予約権 1 個の目的たる株式の数 (1) により調整がなされた場合には調整後の数) を調整する。

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

株式交換または株式移転の比率等の条件を勘案の上、行使価額 (4) により修正または調整がなされた場合には修正または調整後の行使価額) を調整する。

新株予約権を行使することができる期間

(5) に定める新株予約権の行使可能期間の開始日と株式交換の日または株式移転の日のいずれか遅い日から、(5) に定める行使可能期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件並びに消却事由および条件

本要領に定める新株予約権の条件に準ずるものとする。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要する。

(10) 法令の改正に伴う取扱い

会社法、証券取引法その他の法令の新設または改廃により、本要領において引用する各法令、条項数またはその内容等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改正の趣旨を考慮の上、適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以上

(注) 上記新株予約権の具体的な発行および割当の内容は、平成 18 年 3 月 24 日開催予定の当社第 34 期定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会以降に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。